



和装本

13

954

23

俗説贅編



淡墨印文
國別記

Blue decorative paper cover with a central strip of rough, fibrous paper.

96 75

13
954
23
24

門 15
號 1190
卷 1

門 13
號 954
卷 23



俗說贅辨續
編引
科野國婦殉夫
筑波山耀歌會

谷坑資辨賣扁序

雖_ニ媿_一惡_一不同_ト共_一
為_ニ風_一俗_一之_一弊_ト道_一
開_ケ教_一正_ク近_一世_一不_一
聞_一有_一之_一辨_ス俗_一習_一

之_一譎_ラ不_ニ亦_一世_一教_一
之_一一_一助_{ナラ}乎_一今_一又_一
辨_下著_レ其_一關_カ於_ニ
帝_一皇_一人_一倫_一為_一學_一

卷之六 年譜 序

之談者數十條
續之贅辨後識
者其或一慨乎
此云

俗説贅辨續編上目錄



本朝の辨

帝皇の辨

檀林皇后野葬の辨

後深草龜山皇統の辨

後醍醐天皇諱日乃辨

長慶院の辨



陽祿門院の辨

忌日と引方辨

神職者不受服忌辨

鹿肉觸穢の辨

長田忠致弒逆の辨

新田義貞の辨

俗説贅辨續編上 目録了

俗説贅辨續編上

本朝の辨

世俗日本と稱して本朝といふ

今按ずるに非なり淺見氏曰本朝と云ふは古く
 あり他人の朝廷を云ふは漢唐宋元な
 ど他人の天下多きを云ふはあつて眞の
 朝廷を云ふは明朝の人明朝を本朝と
 我朝とも云ふ世の本朝といふ意くの
 日中八咫闕より一天皇一統のひく

他人の朝廷ある事ありまふふたふたふ
 本朝と名のるハ因襲乃誤なり綱齋の此説
 減く物さび或曰日本と偏よ中河本朝と
 いふこととも事久し外國母對して中河ハ
 本朝と云ふ事ありていなる草紙おとす國
 本朝と云ふものあるべきもや予答て曰玄蕃重泰
 式曰國司宣云日本余明神登御宇天皇朝庭登
 某蕃王能申上隨余參上來留客等參近攝津
 國守等聞著氏水脉母教導賜幣宣隨余迎賜也

登宣客等再拜兩段謝乞此方以日本の天皇と
 中奉つ彼方を某蕃王と云なり又文粹九管
 三品尚齒會詩序源起唐室塵及皇朝管相公同
 詩序唐家愛憐此會圖寫有人傳送呈我聖朝紀
 在昌餞北客歸鄉序朝家憐彼遠節賜以優寵既
 而觀夫儀畢歸蕃期至十二卷渤海國中臺省牒
 傳遠書一封常企踵於下國思緒萬戀久馳心於
 中朝乞渤海自下國と稱し日本と中朝と稱す
 たりは教篇と外朝と對し稱するの法を知べし

何^レ必^ク一^ニを忌^ムり^テ一^ニを^レ用^フんや

○帝皇の辨

世俗お傳て日本^ノ天子と帝と^ナリ^ナリ

今按^ズる^ニ非^ズなり日本^ノ天子と天皇と^ナリ

なり西土^ノ天子を帝と^シテ^テ聖德太子^ノ以來

定^ムる^ニ法也或日本^ノ天子を^シテ^テ帝と^シテ^テ事ある

を假^テて^テ也本式^ノハ^レ栗山氏保建大記

曰文治三年奉^テ謚^ス養和天皇曰安德天皇^臣愿曰

天皇之號古有^テ議所定也^臣竊以爲正同春秋王

大江

必稱^テ天萬世不易^ノ大法而遠出秦漢已下帝皇

並稱^テ誇大無義尊號之上也夫皇而稱^テ天也其所

居者天位也所治者天職也所賞^ス乃天命而所刑

乃天討也尊固無^ニ焉而道莫弗公也自宇多帝

停謚^ス朱雀帝停皇號^ス上皇太后以寺院居焉闕大

典損^テ國體莫大焉源親房以爲非^レ臣子之道者當

矣近世謚曰天皇僅安德焉耳然江匡房之撰傳

藤通憲之著史雖後世天子稱^テ以天皇而不^レ以院

其亦有^テ說矣臣豈不得^テ而據^ス之乎又^レ古事^ノ第八

保建打守の詳なりとありて不載

○檀林皇后野葬の辨

俗説は嵯峨天皇八后檀林皇后ハ深く佛乃に悔し
あひくもの欠質豔色皆候の妄相なるをよと
示さん為りて遠命して御體と申ふりてせ
好小娘嫁よのこむらぐせあり先彼白皇后乃御
うづらと犬なごのらひして耳りし言なり
と按ぶるは非あり皇后ハ崩文徳天皇實錄
一よらんくより遠命して薄く葬しひふと

らりありの辨彙中傳ハナリ例の佛氏の

傳を俗説乃誤りたり

○後深草龜山皇統の辨

太平記曰清治世ハ大覺寺教と持明院教と代々
持を為りてと後嵯峨院の清和より之の家

按ずるハ大覺寺教ハ龜山天皇の皇統とヤ持明院教ハ
宇多天皇御脱履乃後嵯峨の大覺寺を仙居とシ
院及ハ後深草天皇の皇統とヤなる中古後深草
基家卿の宅とハ仙居とス持明院乃号是より起りて
あを仙居とシあり後深草天皇の皇子伏見院も亦
ありこれより後深草天皇の皇統を持明院及とヤ

今按ぶるハ此説非なり梅松論曰後嵯峨院寛元

よこし後かきり河清をり細るる二乃河子孫
 河子孫憤又依て又其理よりせく後宇多院
 の河子孫二乃河清は位あり乾元元年
 より徳治二年の河子孫
 又ありて立ゆり一の河子孫は後伏見院の
 河子孫華園院清在位あり延慶元年より文保
 二年に至る
 五年文保二年在位合十一年
 又河
 理運より後宇多院の河子孫は後醍醐
 天皇の即位あり在位の初ハ元應元年

己未なりついで後嵯峨院の詔お違て河子孫
 轉變せり事併關東の事なり河清より
 河子孫天皇の背より人き押一の河子孫河子
 孫は河清の河子孫は位あり關東(潜)子連は河子
 孫は河清の河子孫の河子孫は位連は河子孫
 孫は河清の河子孫の河子孫は位連は河子孫
 擁護一なりて關東終より河子孫の河子孫
 其故ハ兼久子後宮河清と隱岐(河)一
 事彼河内(河)事

とれは天の亂國東より滅しゆらし清志がり
可いご看すすしてごあの一の清子後
清志の清子孫よりつくりて下れぬふらりて
元より國東乃安寧と思ひしゆの也と信りた
るは是より傳く國東より若きよりと成らる
清志の位の中よりつくりて後深草院兼山院
兩清子孫十年と限らば打代つくりて治世
ありて傳りしゆらりしゆらりしゆらりし
乃清志の勅使は吉田大納言定房卿

持明院の御使は六日中納言の次男の卿系勅
福余の禮復再なる勅使と院使と與人
國東のをのこ回答事多しとつとも定房卿
中これらりの既の後深草院の清勅よりせ
て一の清子後深草院の清子孫長孫を領
をぬく方より清子孫領あり上ハ二の清子孫
の清子孫の累代清位おさるるべしとらり
國東の清志よりて度より及て將受を
一より清志の清子孫も清子孫も在位の煩
るる事絶

と篇と並し作下よりなるも元延二年又
持明院の皇子光嚴院立坊あり後醍醐天皇曰
神武天皇以コノカタ往下りて天中位と定むるも
と不中且後嵯峨院乃明鏡なる勅を被る
天命とれこれと輒十年と限り打代りし
中位有べき規矩を定む事あるが如く
持明院十年中位の時乃清治世といひ長
祿を領しといひ中満るありて當子孫中位の
時にいづもの所然とありせありの事や覆持院

乃け子孫をては立坊れよ彼中位十年の向ち
長祿を領しといひ龜山院の皇子孫との後進し
教を及る所とありて同答なる事なりとも關東終
子用いざるは後醍醐天皇送歸したる事なり
けり元弘の大乱よ及ぬの上取今案するは梅松
論實とゆへりる事なり所謂大覚寺持明院
代りく皇統よりきりて北條氏詔を矯き
あうして後嵯峨天皇の吉勅よりしるす
しふ事なりて北條の女謀と信して辨じらる

奇一是也年記の乱根同是也一義なり○ノ拘
ずりよち子と立く統と絶ハ天下ハ大事神
祖宗の照鑑天令人望ん故より所あり何必し
も後深草清一帝の聖徳ましくして清子孫皆
不徳無山天皇清代に殘るも望聖なり皇人
後醍醐天皇の詔勅豈れなりとヤク人わ子孫
に至り失望窺覩乃紛ありて正徳のありて
うごひかごと出まると宜なる北條氏此處心
れ私よ事して姦謀と恣うて終に天下糜沸

このひり教百年誠は痛哭すべき事なり天下
道理より大なりハカ區々の人謀豈たのじは
そんや持明流の一流初ハ北條傳舍存
ハ尊氏傳舍ありて天照太神の御本意を
わわくするごとくしとまはつて後醍醐天皇
回關困頓日輪暮るごとくこれゆり教十年と
つるも南海西海東海東山は親王大臣と封
建一猶王風といく天下に臨みつて持明院
帝北條は依順する何の益ある先嚴帝

信言書... 卷一
いよ来る氏は擁立せしむる尊氏と頼朝の間の嬰兒
乃乳母のふがごとく呼吸とたなわくくりの
ありたるに譬ハ獻帝文宗の漢唐ををり
おとしくして六宗光帝くれがぬは廢せしむる
辛勤して爲氏は合體のあり何の功あり
明徳年中兩統一致に歸し如くハ實は天照
太神の御神徳よりなり豈人謀のみよ
々んわち平記と後人は是等の是地也
洋一子考よ無

○後醍醐天皇諱自辨

太平記曰後醍醐天皇延元三年八月十六日崩
吉野山麓統元堂の良は葬けしなり

今按ずるよは祝非なり延元四年興國元年
北朝曆應

年よ崩御あり考證詳小參考太平記二十一

卷よんくより又略之○又案と侍尔

天皇の陵如意輪寺あり塔尾の陵と号を

藏王堂ありハ東南よ南り太平記よ東北と

書し誤かり

○長慶院辨

參考太平記四十曰南朝後村上帝正平二十三年

北朝貞治七年

三月崩皇子寬成嗣立謂之長慶院

文中二年

北朝應安六年

八月二日長慶院傳位皇弟熙成

後龜山院是也北朝後小松帝明德三年南北講和

閏十月二日南帝入洛五日以三種神器傳于北主

尊南帝為太上天皇於是南北一統自延元元年後

醍醐帝幸吉野至此凡五十七年矣

々按とらよむ考院のり五代一覽續古事紀

之所述是と同——十四卷系圖所收紹運錄曰

後村上天皇第一子寬成親王法名覺理長慶寺

於南朝號後龜山院第二子熙成王法名金剛山

一作は院長慶院後龜山と一帝支號とし

て皆寬成王のりとも熙成王即位の叙なり

三十卷系圖所收紹運錄所載皇子兄弟の次序

上は同一但寬成の名をくつてり即位は名

院号ふのりなり熙成王と後龜山天皇と

すのりゆも参考と同——帝皇正統錄も以熙

成王爲長慶沈寬成王之子右の諸也寛成
 熙成といく或兄弟と一或父子と一或天皇
 と一或親王とす正統の帝系不明なる
 中のりり悲しいゆゆ参考を事記
 王代一覽後ち事記芳披の天皇と代とす
 予於是不能無疑今新纂集と考らる後
 醍醐村と後垂山のり製と載るの歴
 不明なり一言長慶沈のり及るに
 何や李氏集の中平号なるを考らる

長慶院事の中の内事ゆふんなり一冬考太
 平記毎の明は出たをあらるは考沈即位
 の事の中ゆれ書小出らるゆといと疑べし
 中務卿宗良親王新纂集序曰くれ竹の
 その人うすははかりても三代の御つ
 け上元弘のりめより下弘和の今とい
 るるでむは三はごといは五たはれあひご
 行なはるるひつらうまつとあり又後垂
 山の朝五百番れ奇合子

谷凡食辨讀編上
 新纂古今事考の西号
 中平号なるを考らる
 十五

くろくはまゝにみすじうまゆりありやのあまは夜うりうり
新紫集はけ平とのせく五而番音合りし所教とあり
前大僧正執意なれきはり八十の妻も教しき
三代の昔はたのめりけよお大純言光有思
きや三代よつろくろく一神ゆき井の花は狂
かきんとい是をいり考るはは醍醐後村と存
龜山を三代とみおつろり明あり長考院は
天皇たうは何をいりこれよりいんやはた
と考院といふ天子後村といふ位と受嗣あり
と云は信院のあやまりなるべしつろ人曰

後龜山天皇幼弱なり時長慶院皇兄を以て
政を執りし周公乃帝位と攝し魯隱公の
桓公と輔佐するが如き人なり人曰と考院
政は傳のい世と通して居るをいふ人か
當時これを講く皇代は不叙清製ありといふ
どもよみ人たう考のい入なるべし此直叙
考ふ理ありは似たり然は新紫集は正永三十四年
中文の詠あり諒闇は后と要屋うり次は後村
上崩御のあやまり後龜山は后ありといふなり

皇居の名高陽院（今折衷諸説曰後龜山天
號（一作漁成）正平二十三年踐祚文中二年
皇諱寬成（一作漁成）行即位禮（恐改諱歟）しけに録して實は命ふべし後人
水戸の日本史出ると清く訂正する所あり

○陽祿門沈舟

信傳（陽祿門沈舟と大内教弘よりこれ妻室とす
と（あざりよ）段甚非かり陽祿門沈舟後光嚴帝
の國母三條内大臣公季の女三位後御河局と

号一光嚴帝の侍りあり文和元年十一月十二日
為飾同母の崩すは年甲十二家園太曆の
尺くより為事紀もありといふを後述よりして
必母と武長より下りるべきや皇統の甚しきなり
忌日と引よの辨

世俗父母祖父の忌日或年始佳節或朔望を
亦ゆゝわへる月とお月へ却け當日と前日は
退げくこれをぬる事あり是をとりこす
しよき六福といふ日ありがれ若くし

今案するふ此なりき。開日ハ御昔志のつ
 く去一年の事ハ先何と云く。きめは返ら
 解あり。梅の花と人あひく何と云く
 寫をす。あひくをす。此のあひくをす。寒
 行。暑。清。水。海。一。出。今日の
 前。人。あひく。あり。哀。痛。れ。御。も
 う。侍。り。た。れ。此。年。月。と。ら。う。て
 月。取。と。晴。り。ぬ。此。月。を。あ。ひ。く。

一。厚。く。ぬ。孝。心。い。よ。く。を。あ。り。せ。の。こ。し
 記。す。な。り。と。て。ゆ。ら。け。ん。や。る。孝。心。あ。り。な。は
 皇。一。續。日。本。後。紀。仁。明。夫。皇。承。和。十。年。七。月。辛。丑
 修。嵯。峨。太。上。天。皇。仁。明。御。父周。忌。齋。會。先。是。有。司。奏。言
 周。忌。齋。日。的。在。七。月。十。五。日。壬。寅。伏。按。朝。章。至。行
 凶。事。三。官。本。命。之。日。猶。且。忌。避。而。況。於。太。皇。太。后
 及。聖。上。御。本。命。乎。太。皇。太。后。ハ。仁。明。の。母。后。攝。氏。也。淳。和
 天。皇。の。時。皇。太。后。と。号。一。仁。明。夫。皇。の。時
 太。皇。太。后。と。号。一。延。曆。五。年。又。は。丙。寅。の。年。ハ。聖。上。ハ。仁
 明。天。皇。ナ。リ。弘。仁。元。年。ハ。庚。寅。の。年。也。
 伏。請。齋。會。之。期。却。取。十。四。日。辛。丑。也。有。司。所。奏。僉

以為宜太皇太后亦許之而中納言源朝臣信參
議源朝臣弘等執奏言臣等奉遵顧命期不違失
今如斯議甚乖遺誥何者遺誥曰勿拘俗事然則
何須拘忌又曰送葬勿過三日當彼時三日之內
有寅日者可避之乎又後年周忌或有寅日亦猶
避之耶朝廷不能用終停壬寅取辛丑又卯辰の
論を卯といふ處に朝廷不用かといふは昔文武
天皇の丙重陽の節を停めよ天武天皇は丙忌
日なりといくく孝德天皇の朔端年れをいと停

めよ聖武天皇乃丙忌日なりといふあり幾代を
停めず仁明天皇の卯よりや孝德の卯よりハ
喪へたる際より少くせのわきまに記すべし
○神職者不受服忌辨

○神職者不受服忌辨
社社の神皇神祇考より後忌なりといふて神の
御りよりなれど

今案するに非なり然る古よりい謬説あるを
乃くく日本後紀桓武天皇延暦十一年閏十

一月乙酉多治比子姉卒參議大中臣諸魚母也
先是諸魚進家譜云中臣朝臣任神祇伯者是天
照太神神主也累世相承遭喪不解者勅雖不躬
喪紀不可供神事宜令修其服以叩詔之從之
べきり力悔り

○鹿肉觸穢辨

俗説曰鹿の肉と嚙むものハ百日は乃神社系
知とく〜次

今按とらふ文保法目曰猪鹿食人百日同火人

廿一日又相火七日不參太神宮是神文ハ法
カレハと家文の人ハ法ハ背へ〜と延喜式臨時
祭式曰凡觸穢惡事應怠者喫食三日又仁徳天
皇供侍は麻と用あり日本紀ハ足より續日
本紀稱徳天皇猪鹿之類永不得進御の詔われ
ハ是より先進御せしゆもありと云く〜後村
上天皇ハ只と將く務ね〜と云く〜惠命沈信正
乃神紀ハ〜と云く〜王子毎月神事多き玉體
〜人〜此〜也〜ハ尋常〜の人神文乃印の案

事、あつた近衛式の法は後より舞く一人の死擲り
初く舞く乃禰神文の法終近衛式より同じなるふ
鹿ぐりり此禁忘るるハ神文のありたり
凡神文有茂の故実他社へ准すべし
ざりり多し其神職の人れ指し任すべ
は月々無血氣古骨非穢限しつゝ何の鹿の角
と葉より周りと人他社へ指し忘るる玉指り
とつら

長田忠致弒逆辨

平治物語とくくめ俗史は長田忠致、王君
源義朝を弒すといふ

今、捕らるる源朝保建太記曰永曆元年春正
月癸未内海莊司平忠致誅源義朝及鎌田正清
正清乃忠致之婿也乙酉函送義朝首於京師臣
愿曰虓虎投奔誰不快乎殺之也窮鳥入懷誰不
惻乎放之也有罪與無罪也自古逆賊世有而未
有義朝也蓋忍乎弟有焉忍乎子也甚矣忍乎子
有焉忍乎父亦既酷矣既忍乎父又將以忍乎君

也雖忠致不忍乎誅而天下將忍而誅焉世以惡
淨海之甚而至義朝則不之罪反曰忠致源氏世
臣弑其君義朝故逮賴朝復仇無遺族名義之不
明也其如此夫可以為長太息也夫忠致高望主
之後世任王官世司王邑大江匡房歷舉一條帝
得入以平致賴列源賴光之上賴光者義朝之先
而忠致乃致賴之曾也世系位祿未必在義朝之
下臣聞其為邦誅賊未聞為下弑上也若謂之忍
殺投我之窮鳥則似也而義朝乃食人之虎執之

者無禁而併之者有功今將不惡噬人而惡為之
併不亦恃乎自源賴朝之後稱呼名號既已亂而
稗官小說從而錄之是非之淆真好惡之相反豈
特此也哉この編輯ととべー文義古事やハ
彼打すは詳之自源賴朝之後云云流し御り
東鑑忠を不忠と論じ女好謀と忠孝と論ずる
の多かる人心をけくべー東鑑人女此
況話の神史とや人正字なく信知としく天下
乃事と論すわやまらるるものあり

○新田義貞辨

梅松論曰將軍尊下直義直亦名庫り

九州へ下向のり系ひくすえてて敵慮快り

一六諸卿一向よ今ハ何のりわる人とて快

たれる時正成奏聞して曰義貞と誅伐せ

られ尊氏卿とめくてて君臣和睦いへ

うしつはしとバ正成はくんとする事

今梅どり尔梅松論跋曰作此論者惜不知君臣

項逆之道理卷中楠朝臣之言何其乖也新田左

中將忠義分明無愧乎天人尊氏直義弑逆篡奪

之賊不容於天地至楠朝臣又忠之至義之盡者

何以有是奏哉誣妄之甚不問而可知也論者徒

以成敗為是非眩於彼鬼蜮狐蠱之奸可悲夫い

論者いていへし梅松論ハりくり足利家へ

倚傭して他るるものをくくくく御り又

是のを不汲くずち平氏大全く義貞誅

逆れ下心ありしの統あり義貞忠貞の

心術ハ天皇尊氏よくくくく日枝山り

初く還幸ししく一言義貞は母事一守
 らまごりしふ義貞分豪の憤心かく北
 國へりしとんば無く至忠はつすんが
 能せんやる卒死の末女と化ふとの後よ
 を代無は狙詐の術まきまひ君子事君
 の誠心をししむるのゆゑとさうりま
 りしげよやながりやしむるやう那
 凡そ卒死評判大全個目なるといふ書
 ありきゆりお周るふとて参考

卒死は抹節して一つもふ敵を身にとり
 有し一近世を偏といふりし人母事を
 引て従ふす激るの鄙陋論すか
 たり

俗說贅辨續編上



俗說贅辨續編上

二五

